

我が国近代西洋医学の道を拓いた先駆者  
伊東玄朴 顕彰施設

# 伊東玄朴記念館

— 整備寄附のお願い —



佐賀県 神埼市  
平成29年4月

伊東玄朴記念館整備イメージ図  
(外観等は、変更されることがあります。)



# 伊東玄朴記念館整備募金趣意書

伊東玄朴は、寛政12年(1800)12月28日、神崎市神埼町の北部山麓に位置する仁比山の地に生まれました。仁比山護国寺の玄透法印に漢学を、小淵在住の古川左庵に漢方医学を学び、17歳で父を亡くし自宅で漢方医として開業します。その後、西洋の新しい医学を志すため、21歳の時に佐賀蘭学の祖といわれる「島本良順」のもとで蘭学を学び始めます。その後、長崎留学を進められシーボルトの「鳴滝塾」で本格的に蘭学・西洋医学を学び、学識を飛躍的に向上させました。27歳の時に、シーボルトの江戸参府に随行する形で江戸に出て、医者として開業し、当時不治の病といわれていたジフテリアを治し、医者としての玄朴の名は江戸中に広まりました。32歳の時には、江戸において「象先堂」という蘭学塾を開き人材育成にも努め、全国より406名の塾生が学んでいます。肥前佐賀からは、上村春庵はじめ44名が学んでおり、佐賀藩の医学の発展と人材育成にも大きな役割を残しています。

伊東玄朴の医学における最大の業績は、漢方医が主流の中で、蘭方医の立場を公的なものに高めたことです。伊東玄朴は、蘭方医として初めて將軍の侍医に召出され、その機を逃すことなく複数の蘭方医を奥医師にすることに成功し、日本の医学界の大きな転換期となります。玄朴は、当時の医官最高の奥医師となり法印を受けられ、医学界の最高の地位に就いています。玄朴のもう一つの医学的業績は、種痘の普及です。嘉永2年(1849)には、佐賀藩主鍋島直正に建言した牛痘種法による予防接種を佐賀藩医榎林宗健が成功し、玄朴門人大石良英によって藩主長男淳一郎への接種も成功しました。同年11月には、江戸において玄朴が貢姫君に牛痘苗を接種し成功しています。安政5年(1858)には、玄朴を中心とした江戸の蘭方医等により神田お玉ヶ池に種痘所を建設し、牛痘種法による予防医療が本格的に始まりました。この佐賀藩が成功した種痘が全国に広まり西洋医学の普及に大きな役割を果たしています。種痘所は、後に西洋医学所となり現在の東京大学医学部の前身となります。このように伊東玄朴は、我が国近代西洋医学の道を拓いた先駆者の一人として、医学界に非常に重要な役割を担った人物であります。

幕末の医者・蘭学者で、我が国の近代西洋医学の導入と定着に大きな業績を上げた先駆者である伊東玄朴が、神崎市より出たことは、神崎市並びに佐賀県の偉大な偉人としてだけではなく、我が国を代表する偉人として長く顕彰していかねばなりません。

生誕地神埼では、平成24年11月に関係各位のご理解とご協力を賜り「伊東玄朴顕彰会」を設立し、伊東玄朴の顕彰活動に取り組んでおります。また、生誕地神埼には、伊東玄朴が建てた旧宅が残され、佐賀県史跡として保存活用が図られています。しかしながら、伊東玄朴が我が国の医学界に残した業績を内外に紹介する施設がなく、早期の拠点施設の整備が望まれております。

このため、神崎市では生誕地仁比山の地に、佐賀県史跡伊東玄朴旧宅と一体的に保存・活用と顕彰活動を行う拠点施設として、伊東玄朴の業績を全国に発信し、知り学ぶ場であり、神埼・佐賀の医学史の調査研究拠点としての機能を持った拠点施設である「伊東玄朴記念館」整備構想を平成28年2月に策定いたしました。

この伊東玄朴記念館整備につきましては、これから建設場所の選定並びに記念館設計作業を進めてまいります。佐賀県では平成30年度に明治維新150年を記念し、肥前さが幕末維新博が全県あげて開催されます。幕末から明治にかけて先進的な役割を担った佐賀・佐賀藩をテーマに開催される維新博を契機に、神崎市では伊東玄朴生誕220年となる2020年(平成32年)を目標として、伊東玄朴記念館整備に取り組んでまいり所存であります。

つきましては、何とぞ本事業の趣旨にご賛同いただき、記念館整備のため、皆様の格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年4月吉日

神崎市長 松本 茂幸







## 7.寄附金の管理方法

寄附金は、神崎市において、伊東玄朴記念館整備基金を設立し、本寄附の趣旨に基づいて管理いたします。

## 8.資料請求 お問合せ先

〒842-8601 佐賀県神崎市神埼町神埼410番地

神崎市役所 総務企画部 政策推進室

TEL 0952-37-0153(代表番号 0952-52-1111)

Fax 0952-52-1120

mail seisaku@city.kanzaki.lg.jp

## 9.寄附に対する税制上の優遇措置

伊東玄朴記念館整備基金に寄附をされた場合、次のような税制上の優遇措置を受けることができます。

### 【個人の場合】

確定申告等によって、以下の金額が所得(所得税)及び税額(個人住民税)から控除されます。

#### ・所得税

「寄附金額又は所得の40%」の「いずれか低い額 - 2,000円 = 寄附金控除額

#### ・個人住民税

「(寄附金額又は所得の30%)のいずれか低い額 - 2,000円) × 10% + 特例控除額 = 寄附金税額控除額

### 【法人の場合】

確定申告により、寄附された金額の全額が損金算入されます。

### 【相続の場合】

相続の開始のあったことを知った日の翌日から10カ月以内に寄附をされると、非課税財産として扱われます。

## 10.寄附者の顕彰

伊東玄朴記念館整備基金にご寄附を賜りました個人・法人・団体につきましては、芳名帳によりご芳名を末永く顕彰させていただきます。また、本市ホームページ並びに伊東玄朴顕彰ホームページ(かんざき@NAVI)及び広報誌等にも掲載させていただきます。なお、掲載を希望されないことも選択できます。

(1)寄附累計額が10万円以上の個人及び50万円以上の法人・団体には、記念館において銘板を作成し掲示させていただきます。

(2)寄附累計額が20万円以上の個人及び100万円以上の法人・団体には、感謝状を贈呈させていただきます。

### (ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

この場所には、何も記載しないでください。